**●計画に対する皆さんからの意見を募集します**

各問い合わせ先

　各計画の詳しい内容は、市ウェブサイトや公表方法にある窓口で確認してください

共通事項

■公表方法

①市ウェブサイトでの閲覧（http://www.city.osaki.miyagi.jp/index.cfm/10,0,29,html）

②窓口での閲覧

●市政情報センター（市役所東庁舎1階市政情報課内）

●市政情報コーナー（各総合支所地域振興課内）

●各担当課の窓口

■意見の提出方法

　市ウェブサイトに掲載している意見書用紙または任意の様式に、計画案に対する意見と氏名（事業所名称）、住所、連絡先（電話番号、Eメールアドレスなど）を必ず記載し、指定の場所に提出してください。

※匿名、電話の意見には応じられません。

※持参の場合は、月曜日から金曜日の8時30分から17時15分まで受け付けます。

大崎市教育の振興に関する大綱（中間案）

　大崎市教育の振興に関する大綱の策定を行っています。

■応募対象者

　市内に居住または勤務している人、事業所を有する個人または法人

■意見の提出期間

　9月5日～20日

※郵送の場合は、9月20日の消印有効です。

■意見の提出先

　意見は、持参、郵送、ファクス、Eメール（件名を「大崎市教育の振興に関する大綱への意見」と明記）のいずれかで政策課に提出してください。各総合支所地域振興課に持参して提出することもできます。

あて先

〒９８９―６１８８

大崎市古川七日町１番１号

大崎市市民協働推進部政策課政策企画担当　ファクス23-2427

seisaku@city.osaki.miyagi.jp

政策課政策企画担当　電話23-2129

子ども子育て支援事業計画（中間見直し）

　子どもや子育てを取り巻く諸課題に積極的に取り組むため、計画の中間見直しを行っています。

■応募対象者

　市内に居住している人

■意見の提出期間

　9月8日～27日

※郵送の場合は、9月27日の消印有効です。

■意見の提出先

　意見は、持参、郵送、ファクス、Eメール（件名を「子ども事業計画意見」と明記）のいずれかで子育て支援課に提出してください。各総合支所市民福祉課に持参して提出することもできます。

あて先

〒９８９―６１８８

大崎市古川七日町１番１号

大崎市民生部子育て支援課保育所係　ファクス24-2112

kosodate@city.osaki.miyagi.jp

子育て支援課保育所係　電話23-6045

**●選挙の期日前投票立会人を募集します**

選挙管理委員会事務局　23-9124

　宮城県知事選挙の期日前投票立会人を募集します。

　立会人には、投票所で投票に立会い、投票事務が公正に行われているか確認をしていただきます。

　申込書や募集要項は、市ウェブサイト（http://www.city.osaki.miyagi.jp/index.cfm/13,9546,44,html）に掲載しています。

日時　10月6日から21日　8時30分から20時まで

※前半（8時30分から14時15分まで）、後半（14時15分から20時まで）の、半日交代の従事も可能です。

場所　市内の期日前投票所（計7カ所）

①大崎市役所本庁舎北会議室（古川七日町1番1号）

②松山総合支所（松山千石字広田30番地）

③三本木総合支所（三本木字大豆坂24番地3）

④鹿島台総合支所（鹿島台平渡字上戸下26番地2）

⑤岩出山総合支所（岩出山字船場21番地）

⑥鳴子総合支所（鳴子温泉字新屋敷65番地）

⑦田尻総合支所（田尻通木字中崎東10番地1 田尻スキップセンター内）

対象　大崎市に住所を有し、40歳未満で選挙権のある人

定員　1つの期日前投票所につき、1日あたり2人まで

※半日交代で従事する場合は4人までとなります。

報酬　1日につき9500円（所得税の源泉徴収あり）を支給

※半日交代で従事した場合は半額を支給します。

申込方法　市ウェブサイトにある申込書に必要事項を記入のうえ、持参、郵送、ファクス、Eメールのいずれかで、9月8日17時まで選挙管理委員会事務局に申し込み

申込先

〒９８９―６１８８

大崎市古川七日町1番1号

選挙管理委員会事務局　ファクス23-9979

senkyo@city.osaki.miyagi.jp

**●救急医療を守りましょう**

健康推進課保健・地域医療担当　23-5311

　救急医療の適正な受診が地域医療を守ります。大崎市の救急医療の問題点を考えてみましょう。

救急医療の問題点

　大崎市民病院救命救急センターは、高度な処置を必要とする重篤な患者を対象としています。そのため、緊急性のない軽症患者が、救命救急センターを受診するために次々に訪れると、一刻を争う重篤な患者への対応が遅れ、命を落とす危険性が増すことになります。

　「明日は仕事だから」「日中は用事があるから」など、緊急性がないのに救急を受診しようとすることが、一刻を争う患者の診療を妨げることになります。また、昼夜を問わず献身的な努力を続けている医師や看護師の負担を増大させることにもなります。

　重篤な患者がすぐに治療を受けられるように、軽症の人はかかりつけ医を受診しましょう。

救急医療を守るために

　月曜日から土曜日の夜間は大崎市夜間急患センターが、休日の昼間と夜間は大崎市医師会と加美郡医師会の休日当番医が診療を行なっています。

　限りある医療資源を効率よく利用することで、現在の救急医療体制を継続していけるよう、適正受診に理解と協力をお願いします。

夜間や休日に受診するとき

　急病やけがの応急治療を行います。

■平日夜間

　大崎市夜間急患センター（古川千手寺町二丁目3-15 23-9919）

　受付時間　月～金曜日　19:15～22:00　土曜日　15:00～22:00

■休日昼間・夜間

　当番医は大崎市医師会ウェブサイト（http://www.furukawa-med.or.jp/）や広報おおさき裏表紙で確認してください。

　受付時間　9:00～17:30、18:00～22:00

夜間にどうしたらよいか迷ったとき

　急病などで翌日に受診するか救急車を呼ぶか迷ったときは、相談してください。

受付時間　19:00～翌朝8:00

■患者が15歳以上の場合

　大崎市大人の夜間救急電話相談　0120-349-119

■患者が15歳未満の場合

　宮城県こども夜間安心コール #8000

役立つウェブサイトの情報

■こどもの救急情報（http://kodomo-qq.jp/）

　休日や夜間などに、医療機関を受診する目安の情報が掲載されています。

■みやぎのお医者さんガイド（http://medinf.mmic.or.jp）

　県内の医療機関の所在地や診療科、診療時間などの情報が掲載されています。

**●下水道を正しく使いましょう**

下水道課管理係　52-5842

　9月10日は下水道の日です。下水道は、汚水の排除、浸水の防除、トイレの水洗化などの生活の改善だけでなく、公共用水域（河川、湖沼など）の水質を保全するためにも重要な施設です。

　下水道の新設や改造、修繕は排水設備指定工事業者に相談してください。

　水洗トイレ改造資金の一部を無利子で貸付する制度もあります。詳しくは市ウェブサイト（http://www.city.osaki.miyagi.jp/index.cfm/17,0,63,154,html）で確認するか、下水道課にお問い合わせください。

下水道の正しい使い方

　下水道管が詰まり緊急洗浄を行う事例が年に数回発生しています。下水道を利用する場合は、次のことに注意してください。

■流してはいけないもの

●野菜くず、天ぷら油、髪の毛、ビニール類、トイレットペーパー以外の水に溶けない紙類、布類など

●薬品、アルコール、ガソリンなど

※雨どいなどは汚水管に絶対に接続しないでください。

■定期的な清掃

　接続ますなどは定期的に点検し、掃除してください。

　また、飲食店や油を大量に使用する事業所は、グリーストラップなどの油分分離装置の設置が義務付けられていて、定期的な掃除が必要です。

※市が業者に巡回を依頼し、個人の排水設備の点検・清掃などをすることはありません。

市が浄化槽を設置・管理する整備事業を利用しませんか

　公共下水道の事業認可区域と農業集落排水事業の採択区域を除いた区域で、市が浄化槽を設置し、浄化槽の維持管理を行う「浄化槽市町村整備事業」を行っています。利用者は、設置費用の一部（分担金）と維持管理費用（使用料）の負担が必要です。